

国会議員関係政治団体に係る支出の取扱いについて

政治団体 A の支出について、異なる 2 時点において支出が行われた場合における、政治資金規正法上の会計帳簿への支出の計上に係る考え方と、この考え方に基づき想定される具体的な計上方法等について、以下のとおり整理した。

検討する事例	1 月 6 日	B が業者 C に支払い
	1 月 10 日	B 支払相当分を政治団体 A が B に支払い

政治資金規正法では、「政治団体の支出」については、会計帳簿に、支出を受けた者の氏名・住所、支出の目的・金額・年月日を記載するとともに、支出の相手方から領収書等を徴する義務がある（政治資金規正法第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項）。

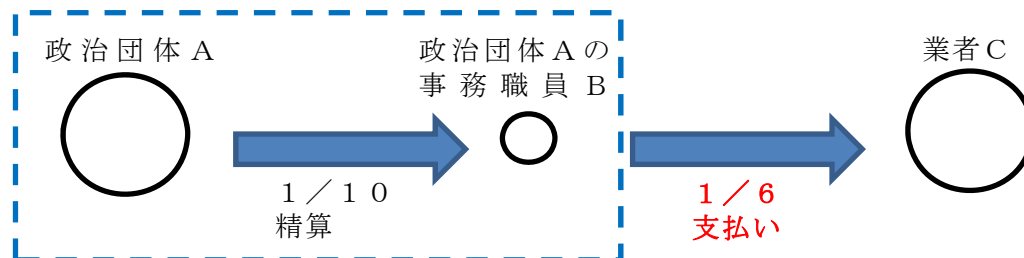
このため、ある支出が「政治団体の支出」であれば、当該支出の事実が生じた年月日を会計帳簿に記載する必要がある。ある支出が「政治団体の支出」であるかどうかについては、当該支出に関する事実関係に即して判断し、計上するというのが基本的な考え方である。

事例（1）

政治団体 A の職員 B が A の支出の立替え払いを行う場合

1 月 6 日 政治団体 A の事務職員 B が業者 C からコピー用紙を購入して代金 5,000 円を立替え払い

1 月 10 日 政治団体 A が事務職員 B にコピー用紙代 5,000 円を現金で支払い



支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費 (5) 備品・消耗品費	コピー用紙代	5,000	H28. 1. 6	業者 C	東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番〇号

< 想定される計上方法等 >

- ① コピー用紙代の精算は、政治団体 A 内部の事務処理と考えられることから、支出の相手方は事務職員 B でなく、コピー用紙を購入した相手方である業者 C を記載し、また支出の年月日は、事務職員 B が立替え払いをした（コピー用紙を購入した）時点である 1 月 6 日 を記載する。
- ② 領収書等は事務職員 B が業者 C から徴したもの（1 月 6 日付け）を保存。

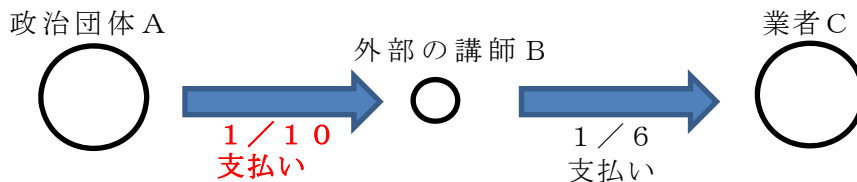
※ 政治資金監査に関する Q & A（V-45）を参照。

事例（2）

政治団体Aが外部者Bに対して支出を行う場合

1月6日 政治団体Aが講演を依頼した外部の講師Bが業者Cから航空券を購入して代金〇〇〇円を支払い

1月10日 政治団体Aが外部の講師Bに航空券代〇〇〇円を支払い



支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (4) 調査研究費	航空券	〇〇〇	H28. 1. 10	外部の講師B	東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番〇号

<想定される計上方法等>

- ① 政治団体Aとしての支出は、政治団体Aから外部の講師Bへの支払いであると考えられることから、支出の相手方は、外部の講師Bを記載し、また、支出の年月日は、外部の講師Bへの支払った1月10日を記載する。
- ② 領収書等は政治団体Aが外部の講師Bから徴したもの（1月10日付け）を保存。

(参考1) 企業会計上の取扱い

仮に、検討事例について企業会計上の処理を当てはめて検討すると、それぞれ以下のとおりとなる。

(参考) 企業会計における記帳方法について

企業会計では、複式簿記・発生主義会計を採用している。発生主義とは、収益及び費用を、現金の収支ではなく、経済価値の増減の観点から認識するという考え方である。

また、複式簿記とは、会計上の取引を原因と結果の二つの側面からとらえて、左欄(＝借方)と右欄(＝貸方)に振り分けて記録し、両欄に記入される金額が等しくなるように行われる記帳方法をいう。

企業の資産・費用が増加したときは借方に記入し、減少したときは貸方に記入する。逆に、企業の負債・資本・収益が増加したときは貸方に記入し、減少したときは借方に記入する。借方・貸方の振り分けをし、勘定科目に分類して計上することを仕訳という。

例1 銀行から100,000円を借入れ、銀行預金口座に入金した。
→借入金という「負債が増加」(貸方)し、同時に預金という「資産が増加」(借方)した。

仕訳		日付	借方	貸方
○	○		預金 100,000	借入金 100,000

例2 従業員の給料300,000円を現金で支払った。
→給料という「費用が増加」(借方)し、同時に現金という「資産が減少」(貸方)した。

仕訳		日付	借方	貸方
○	○		給料 300,000	現金 300,000

【事例(1)の場合】

仕 訳

平成28年		借方	貸方	摘要
1	6	備品・消耗品費 5,000	未払金 5,000	業者C、コピー用紙代
	10	未払金 5,000	現金 5,000	1月6日コピー用紙購入分精算

<計上方法等>

- ① 発生主義の考え方に基づき、費用が発生した時点＝1月6日の支出について記帳(計上)する。
- ② 現金が実際に政治団体Aから出た時点＝1月10日の支出について記帳(計上)する。
- ③ 領収書等はBが業者Cから徴したもの(1月6日付け)を保存。なお、実際に現金が出た日付と領収書等の日付が異なるため、帳簿の摘要に「1月6日コピー用紙購入分精算」と記載することで対応する。

※ なお、実務上の取扱いとしては、政治団体A内部で精算が行われた場合であって、購入と精算がいずれも期中（一会計期間の間）に行われた場合は、日々の帳簿上の現金残高と実際の現金残高とを一致させるという観点から、1月6日の支出の支出については記帳せず、現金が実際に政治団体Aから出た時点＝1月10日の支出のみを以下のとおり記帳（計上）する。

仕 訳

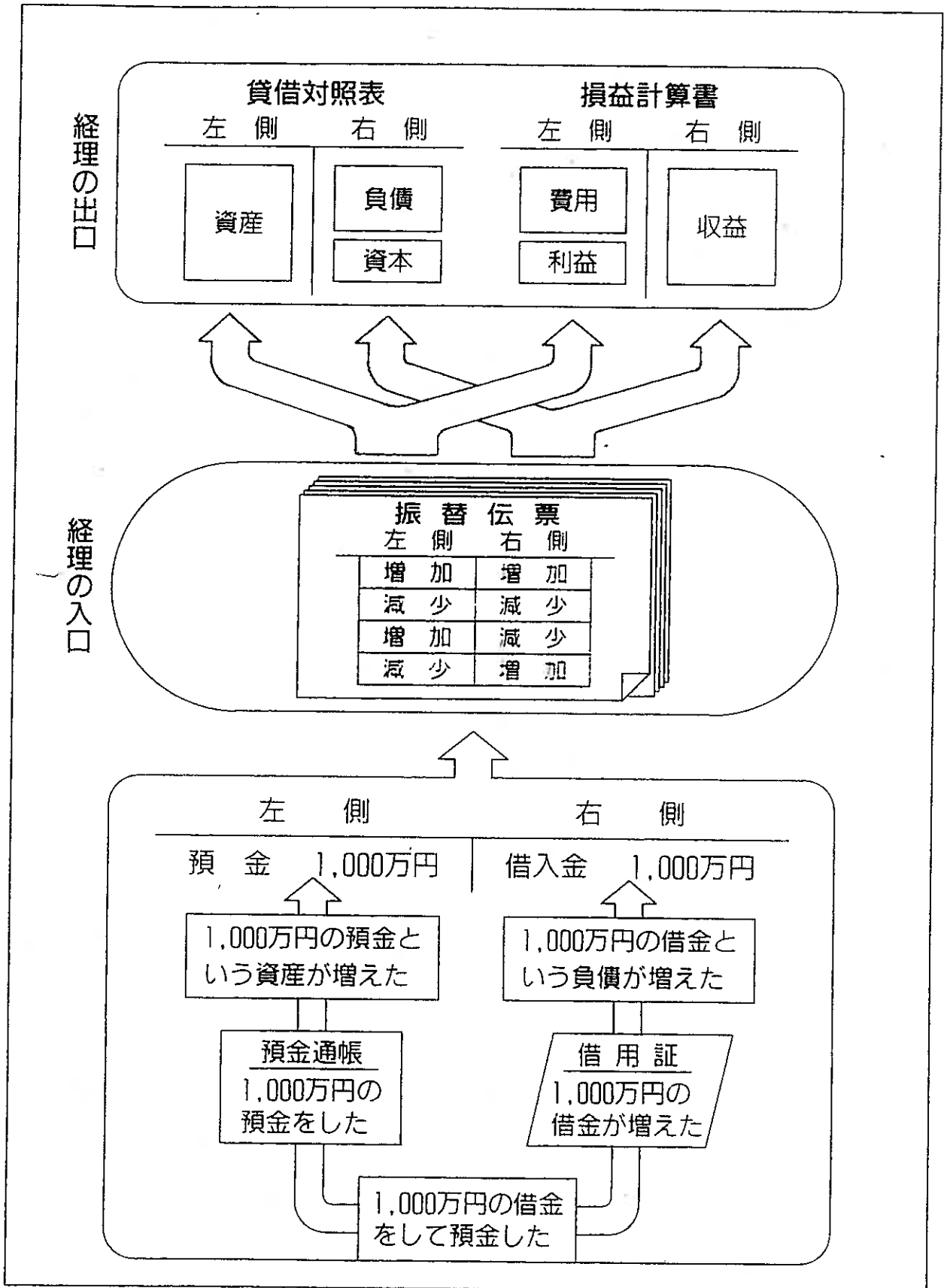
平成28年		借 方	貸 方	摘 要
1	10	備品・消耗品費 5,000	現金 5,000	業者C、1月6日コピー用紙購入分精算

【事例（2）の場合】 ※1月6日の支出は政治団体Aの支出ではないため、計上しない。

仕 訳

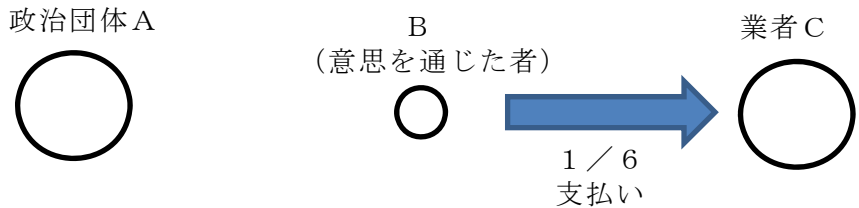
平成28年		借 方	貸 方	摘 要
1	10	調査研究費 〇〇〇	現金 〇〇〇	外部の講師B、航空券代

出口がツーパーターンなら入口もツーパーターンで



(参考2) 政治資金規正法第10条第1項に定める明細書について

会計責任者と意思を通じた者が行う支出について明細書（政治資金規正法第10条第1項）を作成する場合は、意思を通じた者自身の負担を前提としたものであり、精算行為は生じないことから、設例のケースとは異なる。



【政治団体Aの会計帳簿】

支出簿 └─ Bから業者Cへの支払いを記載

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
〇〇〇費 〇〇〇費	〇〇〇代	×××	H28.1.6	業者C	東京都千代田区〇〇町〇丁目〇番〇号

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
2の1 寄附(政党匿名寄附を除く。) (1) 個人からの寄附	B	×××	H28.1.6	東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号 (〇〇(Bの職業)) Bから業者Cへの〇〇代支払分

└─ B支払相当分をBから政治団体Aへの寄附として記載

【参照条文】

○ 政治資金規正法（昭和二十三年七月二十九日法律第九十四号）

（会計帳簿の備付け及び記載）

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあっては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 すべての収入及びこれに関する次に掲げる事項

イ～リ （略）

二 すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条、第十七条、第十九条の十一、第十九条の十三及び第十九条の十六において同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 金銭等の運用に関する次に掲げる事項

イ～ハ （略）

2 （略）

（会計責任者に対する明細書の提出）

第十条 政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け又は支出をした日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日又は支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。ただし、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

2・3 （略）

（会計責任者等が支出をする場合の手続）

第十一条 政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、一件五万円以上のすべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければならない。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

2 政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために一件五万円以上の支出をした者は、領収書等（振込みの方法により支出したときにあつては、金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの（以下「振込明細書」という。))を直ちに会計責任者に送付しなければならない。

第十九条の九による読替後の第十一条

（国会議員関係政治団体に係る支出の手続）

第十一条 政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、すべての支出について、当該支出の目的、金額及

び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければならない。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

- 2 政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、領収書等（振込みの方法により支出したときにあつては、金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの（以下「振込明細書」という。））を直ちに会計責任者に送付しなければならない。